

申出システムを使用して行う電子申出・光ディスク申出において、誤りや不備が非常に多く発生し、特に注意していただきたい『**10の確認ポイント**』をまとめました。
詳細は、経済産業省の化審法少量新規HPや申出手続マニュアル(⇒[こちらへ](#))等をご覧ください、申出書提出前に必ず確認してください。

申出書(申出書データ)

①「新規化学物質の名称」は正確に記載されていますか？

⇒申出書に記載の名称は、その通りに確認通知書に表記されます。万一名称に誤りがあると、当該物質の製造・輸入ができず、化審法違反となる可能性もあります。訂正のための確認通知書の再発行も行いません。

②申出書と用途証明書のいずれか一方で「新規化学物質の名称」に商品名が記載されている場合、これらが同一であることを示すため、申出書の参考事項欄に商品名を記載しましたか？

⇒名称と商品名とを紐付ける説明がないと、これらが同一のものであることが客観的に判別できず、申出書は差戻しを行うこととなります。

③「成分組成」に記載の各成分の合計は100%になりますか？

⇒特に、成分に幅がある場合、合計で100%になり得ることを確認してください。また、不純物が1%以上含まれている場合、当該不純物も新規化学物質として取り扱われ、届出・申出の必要があります。
一方、不純物が1%未満の場合、そのことを明確に記載してください。

④「年度」は正しく記載されていますか？

⇒年度が誤っていると受理されません。「確認を受けようとする年度」は2025年度、「前年度の確認(実績)数量」は2024年度を指します。

⑤前年度(2024年度)に少量新規の確認を受けた場合、申出システムで、「過去の確認内容」欄にチェックを入れましたか？

⇒実績数量が「0」でも確認を受けていればチェックを入れてください。

用途証明書

※用途が特定し、用途証明書を取得した場合

⑥用途証明書の記載・添付ミスはありませんか？

⇒用途証明書について、物質名称や用途番号等の記載内容に誤りがないか、申出書に記載の用途番号に対応してすべて添付されているか、確認してください。用途証明書に不備のある申出書は受理できません。

⑦用途証明書の「発行者」の記載等に不備はありませんか？

⇒用途証明書は、新規化学物質の使用者において責任を有する者が発行するもので、その役職・氏名等の記載、発行者の押印が必須です。

その他

⑧最新の申出システム「ver7.03」を使用しましたか？

⇒「ver7.03」以外で作成された申出書データは受理されません。
下記ページを参照して申出システムのアップデートを行ってください。
➢ [化審法「申出システムについて」のページ\(経済産業省HP\)](#)

⑨(電子申出のみ)申出者コード取得時に登録した法人情報(社名・代表者名・所在地)に変更があった場合、変更届をしましたか？

⇒下記ページを参照して速やかに「様式第16」を提出してください。
➢ [「電子申出を行う場合の事前手続について」のページ\(経済産業省HP\)](#)

⑩(光ディスク申出のみ)光ディスク提出票も用意しましたか？

⇒以下のページにある様式・記載例を参照して作成してください。
➢ [「光ディスクによる申出手続き\(少量新規\)」のページ\(経済産業省HP\)](#)